



平成 24 年 9 月 26 日

各 位

会社名 日本アビオニクス株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 秋津 勝彦
(コード番号 6946 東証第二部)
問合せ先 執行役員経営企画本部長 露木 満
(Tel 03-5436-0600)

「定款一部変更に関するお知らせ」の一部修正に関するお知らせ

当社は、平成24年8月30日付「第三者割当による優先株式の発行、定款一部変更及び臨時株主総会等の付議議案の追加に関するお知らせ」(以下「本お知らせ」といいます。)のとおり、平成24年8月30日開催の取締役会において、平成24年9月26日開催予定の臨時株主総会、普通株式に係る種類株主総会及び第1種優先株式に係る種類株主総会に第2種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)の発行等に伴う定款の一部変更に係る議案を付議すること等を決議いたしました。本日開催の臨時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会(以下「本株主総会」と総称します。)において定款の一部変更の修正等の内容とする修正動議(以下「本修正動議」といいます。)が提出され、本修正動議により修正された定款の一部変更に関する各議案等が承認可決されました(以下「本変更決議」と総称します。)ので、お知らせいたします。なお、本日付で第1種優先株式に係る種類株主総会において、本修正動議により修正された定款の一部変更に関する議案と同内容の議案が承認されております。

記

1. 本株主総会の決議について

本株主総会において、招集通知記載の各議案の内容について議長より説明がなされた後、株主より、本修正動議に係る提案がなされました。かかる提案を受け、本修正動議により修正された各議案(以下「本修正議案」と総称します。)について採決がなされたところ、本修正議案はいずれも承認可決されました。なお、本修正議案の承認可決により、各議案に係る原案は否決されたものとして取り扱われました。

2. 本変更決議の内容

本変更決議に伴う本お知らせ別紙2. 定款変更案の修正箇所については、別紙をご参照下さい。

以 上

平成 24 年 8 月 30 日付「第三者割当による優先株式の発行、定款一部変更及び臨時株主総会等の付議議案の追加に関するお知らせ」別紙 2. 定款変更案の修正箇所
(該当箇所のみ記載し、修正箇所は網掛けで表示しております。)

【修正前】

定款変更案

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(第 2 種優先株式配当金)</p> <p><u>第 1 1 条の 1 3</u> 本会社は、<u>第 3 3 条に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第 2 種優先株式を有する株主 (以下第 2 種優先株主という。)</u> または <u>第 2 種優先株式の登録株式質権者 (以下第 2 種優先登録株式質権者という。)</u> に対し、<u>毎事業年度末日の株主名簿に記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第 2 種優先株式 1 株につき次項の定めに従い算出される剰余金 (以下第 2 種優先株式配当金という。)</u> を金銭により配当する。ただし、<u>第 3 2 条において定める当該事業年度において次条に定める第 2 種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第 2 種優先株式中間配当金を控除した額とする。</u></p> <p>2) <u>第 2 種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第 2 種優先株式配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第 2 種優先株式配当金の額が金 2 0 円を超える場合は 2 0 円とする。</u></p> <p><u>第 2 種優先株式配当金=</u> <u>1, 0 0 0 円×(日本円 TIBOR+1. 2 5%)</u></p> <p><u>「日本円 T I B O R」とは、平成 2 4 年 1 0 月 1 日 (配当起算日) およびそれ以降の毎年 1 0 月 1 日 (以下第 2 種優先株式配当算出基準日という。)</u> 現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート (6 ヶ月物) として全国銀行協会によって公表される数値とし、<u>当該計算式においては、次回の第 2 種優先株式配当算出基準日の前日までの毎事業年度について適用される。ただし、第 2 種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第 2 種優先株式配当算出基準日とする。第 2 種優先株式配当算出基準日に日本円 T I B O R が公表されない場合、同日 (当日が銀行休業日の場合は直前営業日) ロンドン時間午前 1 1 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート (ユーロ円 L I</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>BOR6ヶ月物（360日ベース）を日本円TIBORに代えて用いるものとする。なお第2種優先株式の発行日である平成24年9月27日から同年9月30日までは、配当金は支払われないものとする。</u></p>

【修正後】

定款変更案

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>(第2種優先株式配当金)</u> <u>第11条の13 本公司は、第33条に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第2種優先株式を有する株主（以下第2種優先株主という。）または第2種優先株式の登録株式質権者（以下第2種優先登録株式質権者という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき次項の定めに従い算出される剰余金（以下第2種優先株式配当金という。）を金銭により配当する。ただし、第32条において定める当該事業年度において次条に定める第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先株式中間配当金を控除した額とする。</u></p> <p><u>2) 第2種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第2種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。</u></p> <p><u>第2種優先株式配当金=</u> <u>1,000円×(日本円TIBOR+1.25%)</u></p> <p><u>「日本円TIBOR」とは、平成24年10月1日（配当起算日）およびそれ以降の毎年10月1日（以下第2種優先株式配当算出基準日という。）現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート（6ヶ月物）として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次回の第2種優先株式配当算出基準日の前日までの毎事業年度について適用される。ただし、第2種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第2種優先株式配当算出基準日とする。第2種優先株式配当算出</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>基準日に日本円T I B O Rが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円L I B O R 6ヶ月物（360日ベース））を日本円T I B O Rに代えて用いるものとする。なお第2種優先株式の発行日である平成24年9月27日から同年9月30日までは、配当金は支払われないものとする。</p> <p>3) ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、第2種優先株式配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>4) 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先株式配当金を超えて配当は行わない。</p>